



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は

消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり

高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行かせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	62 社
常用従業員	640 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	441 人
電気工事士	191 人
防火設備検査員	74 人
(組合事務局・常勤職員 2 人)	

活動報告

県民意見を提出しました！

<令和 3 年 9 月>

～ 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例「取組方針（案）」～

これまでの経過 静岡県に令和 3 年 3 月 26 日付で新しい条例「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（次頁に概要）」が出来ました。この条例は、県が結ぶ契約（「公契約」という）を適正に運用することで、良質な市場の形成、県民に提供されるサービスの質の向上、公契約業務に従事する者の労働環境の整備、優良な事業者等の応援などに取り組み、もって活力ある地域の形成、持続可能な社会の実現を図るものです。

県民意見の公募 新条例（第6条）には、契約に関する施策を総合的に推進する「必要事項を定める取組方針」を定めること、その策定では県民意見を求めること、更に取組方針の公開、県議会への報告等が明記されています。今回は、県が「取組方針（案）」に関する県民意見を公募したことを受け、新条例を支持する立場で、国が認定した県知事認可の官公需適格組合として現場実態を踏まえた県民意見を提出するものです。様々な取組によって、条例の制定目的（第1条）が実現することを期待します（公募期間／令和3年8月31日～9月27日）。



※ 詳しくは静岡県公式ホームページをご覧ください
<http://www.pref.shizuoka.jp/suitou/koukeiyakujourei.html>

取組方針（案）に係る県民意見（要旨）

- 1 官公需適格組合、協同組合等を取組方針に明記。
- 2 県民の安全・安心の確保（公的目的）が、事業者等の事業活動（公契約）を通じ実現されていることを踏まえ、危機管理の要素を取組方針に盛り込む。
- 3 公契約業務を担う人材育成（市町含む）が急務。
- 4 公契約業務そのものに関する法令遵守や事業者の努力・創意工夫への評価を取組方針に位置づける。
- 5 「庁舎管理その他の委託」に係る取組を充実。
- 6 中小零細企業の振興及び支援条例との連携 など。

静岡県の契約に関する取組方針（案）／概要

I 基本的事項

- 1 はじめに 1
 - 2 取組方針の位置付けと「基本的な考え方」 2
 - 3 条例の対象となる契約 3
 - 4 県が取り組む事項（第4条関係） 4
 - 5 事業者等が取り組む事項（第5条関係） 7
 - 6 取組を進めるうえでの具体的手法 11
 - 7 取組の推進 13
- #### II 分野ごとの具体的取組
- 15

第1部 工事、建設関連業務委託、森林整備 15

第2部 庁舎管理その他の委託 18

必要な取組、適正な予定価格、計画的な発注・適切な契約期間、適切な事業者の選定方法の選択（透明性・公正性・競争性の確保、不適格な事業者の排除、ダンピング対策、事業者の技術や地域・社会の貢献等を評価、地元事業者等の受注機会確保）、従業員の労働環境の整備

第3部 物品購入 20

参考資料（誓約書様式例） 22

令和3年4月～10月

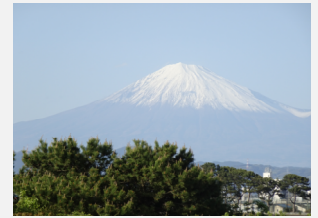
ますます厳しくなる県内の事業環境、
令和3年度上半期などを総括する！

（概況）新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、令和3年度がスタート。

組合は、例年どおり3月～7月末まで重点的に共同受注活動を行いました。

一方、組合理事会は、厳しい事業環境にある現場の声に応え、共同受注の課題解決に取り組んでいくことを決定しました。また、社会情勢を見ますと、私たち組合が担う火災予防をはじめ7月3日の熱海市伊豆山土砂災害、10月7日の千葉県北西部地震など、「県民の安全・安心」確保のための危機管理の重要性が益々高まっています。

組合は、引き続き消防用設備等（防火設備を含む）の点検・検査を通じ、火災予防の推進に貢献していきます。下表に、令和3年度上半期等の主な組合活動を整理しました。参考にしてください。



令和3年4月～7月		8月～10月	
04.01(木)	・令和3年度スタート 共同受注活動（3月～7月末） 決算作成、第27回通常総会の準備 組合だより No39 作成	08.02(月) 08.16(月)	・県内外関係団体へ活動資料を郵送等 ・第4回理事会／書面決議方式 義援金支出／熱海市伊豆山土砂災害
04.13(火)	・第1回理事会	09.01(水)	・組合ホームページ更新 組合速報「コロナ第21報」
04.14(水)	・令和2年度決算等の会計監査	09.24(金)	・共同受注検査（組合独自）の実施通知
04.16(金)	・第27回通常総会の開催通知	09.27(月)	・県へ県民意見を提出
04.23(金)	・組合だより No39 発行	09.30(木)	・県消防学校と打合せ
05.19(水)	・第27回通常総会、第2回理事会	10.05(火)	・共同受注検査（静岡・浜松） 10/5、10/6、10/12、10/13、10/26、10/28
05.28(金)	・税納付及び県等への定期報告提出	10.22(金)	・県中小企業団体中央会事務局長会議
05.31(月)	・法務局へ役員登記	～10月末	・組合速報「コロナ第22報」 ・組合だより No41 発行 ・共同受注結果の課題解決策の検討
06.18(金)	・令和2年4月末有資格者集計を完了	(参考) 令和3年 11～12月 令和4年 1～3月	令和3年11月～令和4年3月末 ・青年部会交流事業、組合だより新年号 発行、新年の準備、課題解決の取組等 ・新年挨拶回り、業者登録更新、理事会、 消防学校、年度末事務の処理等
06.23(水)	・県中小企業団体中央会の通常総会 ～6月末		
07.07(水)	・第3回理事会 組合理事による静岡方面挨拶回り		
07.26(月)	・組合速報「コロナ第19報」		
07.30(金)	・組合だより No40 発行		
07.31(土)	・組合速報「コロナ第20報」		

【概要】事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年3月26日公布施行・静岡県条例第25号）

（目的）第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにすることにより、契約制度の適正な運用を図り、県民に提供されるサービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、もって活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）第3条 公契約は、その締結に至る過程における透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、経済性に配慮された上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止が図られていること及び価格以外の多様な要素も考慮されていることにより、総合的に優れた内容のものでなければならない。

3 公契約は、従事者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

（県の責務）第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

（県の取組方針）第6条 知事は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びそれに基づく債務の履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めなければならない。

※ 以上、全7か条から抜粋し、下線は組合事務局



共同受注検査

官公需法を踏まえた「適正点検の確認」 － 日程を分散し“3密防止”で実施 －

この検査は、当組合が独自に実施するもので、官公需適格組合（中小企業庁）の認定条件にもなっており、保守点検サービスの高い品質を担保し保証するものです。毎年、共同受注した物件について、書類検査（前期・9～10月全数）と現場検査（後期・2～3月抽出）を、組合の「共同受注検査規約」に基づき実施しています。

令和3年度の前期検査は、新型コロナウイルス感染防止のため、日程を6日間に分散して実施。6名の検査員（理事長が理事会の同意を得て任命）と組合員（幹事会社）の実務担当者らが、共同受注関係の全書類を相互確認しました。検査結果は、全検査完了後、小田巻検査員長から「概ね良好」との総括をいただくことができました。なお、検査関係者に組合事務局が聴き取りした「点検現場の近況」を次頁に掲載してあります。



10/5(火) 組合事務所

鈴与技研(株)/幹事会社
稲垣・藤田検査員

10/6(水) 組合事務所

鈴与技研(株)/幹事会社
小川検査員・(組合事務局)



10/12(火) 組合事務所

(株)富士消防機商会/幹事会社
小田巻・小川検査員

10/13(水) 組合事務所

セルコ(株)/幹事会社
川坂・佐々木検査員



10/26(火) 組合・浜松支所

日興電気通信(株)/幹事会社
東海消防技研(株)/幹事会社
藤田・小川検査員

10/28(木) 組合・浜松支所

セルコ(株)/幹事会社
小田巻・佐々木検査員
稲垣・川坂検査員



組合・浜松支所/日興電気通信(株) 本社内
静岡市内・組合事務所の階段

＜令和3年度共同受注検査員＞

検査員長 小田巻 秀幸（鈴与技研株式会社）
検査員 稲垣 憲幸（株式会社日本防火研究所）
検査員 藤田 貴也（セルコ株式会社）
検査員 川坂 典弘（東海消防技研株式会社）
検査員 小川 博史（セルコ産業株式会社）
検査員 佐々木 強（日興電気通信株式会社）

- 1 新型コロナ禍の影響はあったか？
- 2 押印廃止への対応や影響はどうだったか？
- 3 デジタル化に向けた動きはあったか？
- 4 法令遵守による適正点検を難しくする課題はあったか？
- 5 消防設備・防火設備の一括受注の業務処理状況は？
- 6 官公庁担当者との連絡・情報共有は？
- 7 その外に何か動き等があったか？



大規模接種会場/静岡市内



デジタル庁/R3.9.1設置



消防設備・防火設備を一括点検・検査

1 新型コロナ禍の影響

- ・ 点検自体は、消防法に基づく法定点検であり点検中止等は他でも聞かなかった。
- ・ 点検時期の変更は、緊急事態宣言の解除後にしてほしいなど若干あった。
- ・ 緊急事態宣言の発令に関係なく、常に組合では感染防止対策を徹底している。

2 押印廃止への対応や影響

- ・ 押印が廃止された部分で、押印をお願いする手間暇がなくなり業務負担が減じた。
- ・ しかし、点検結果報告書等の内容について理解、了承していただくことは変わっていないので書類を持参するなど確実にやっている。

3 デジタル化に向けた動き

- ・ 具体的な動きは、まだ出ていない。
- ・ 点検や検査は、人の目や耳など五感で直接、触り動かし確認・チェックしていく作業。デジタル化の行方に関心がある。
- ・ 書類作成や報告手続について、関係者の負担を減ずる取組に期待している。



4 法令遵守による適正点検

- ・ 消防法令が定める点検要領や建築基準法令の防火設備定期検査業務基準に沿って行う点検・検査は時間、労力が掛かる。
- ・ 組合の基本が「法令遵守」であることを現場の点検従事者は肝に銘じている。

5 消防設備・防火設備一括受注

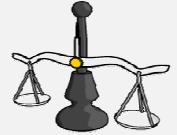
- ・ 組合が消防設備・防火設備の一括受注をするようになり5年。現場の点検従事者が点検要領等に沿って確実に実施する。
- ・ 一括発注でない官庁の担当者から、組合担当者へ消防設備等の問い合わせがある。

6 官公庁担当者との連絡等

- ・ 共同受注業務を総括する幹事会社の担当者が官庁の担当者と連絡をとり合う。
- ・ 組合事務局が受ける、官庁担当者からの幹事会社担当者への電話とりつぎは確実に行われている。

7 その他の動き

- ・ 最近、最低賃金について聞かれた。
- ・ 組合が受注できなかった物件で、官庁の担当者から急な依頼等があり、駆けつけることがある。



～ 成年年齢の引き下げ ～



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1

佐野ビル 3 階

電話 054-205-2250

FAX 054-205-2290

今回は、民法の改正によって、成年年齢が 20 歳から 18 歳に変わることの影響についてお話しします。

成年年齢に関する民法の改正の施行日は、2022 年 4 月 1 日となっておりますので、2022 年 4 月 1 日時点で 18 歳・19 歳の方は成人となります。

民法における成年の意味は、一人で有効な契約を締結できるという意味と、父母の親権に服することがなくなるという二つの意味があります。前者については、未成年者は、親の同意がない場合には、重要な契約ができません。例えば、携帯電話を購入する、アパートを借りる、クレジットカードを作る、端的に借金をする、自動車を購入するといったことはできません。

しかし、成年年齢が引き下げられたことによって、2022 年 4 月 1 日からは、18 歳・19 歳の方も上記のような行為が一人でできるようになります。なお、2022 年 4 月 1 日以前に 18 歳・19 歳の方が親の同意を得ずにした契約は、2022 年 4 月 1 日以降も取り消すことができます。

また、親権に服さなくなる結果、自分の住所（現実に住む所）や自分の進路（進学するのか、就職するのか、どの学校に進学するのか、どの会社に就職するのか）を自分一人で決めることができるようになりますし、選挙権も付与されます。

一方で、成年年齢が引き下げられてもできないこともあり、飲酒・喫煙・あらゆるギャンブル・養子縁組・国民年金への加入等がそれに該当します。

このように、成年年齢が引き下げられたことによって、18 歳・19 歳の方が単独でできることが大幅に増加しましたが、その反面、18 歳・19 歳の方が被害を受けるおそれも増加することになります。特に、クレジットカードを作ったり、借金することができるようになったことから、18 歳・19 歳の方が金銭問題に巻き込まれるおそれがあります。18 歳・19 歳の方が、実際に多額の借金を背負ってしまった場合、法律上、成人として扱われますので、未成年者であれば認められていた特別な救済方法はなく、自己破産や個人再生といった通常の救済方法しかありません。

よって、成年年齢が引き下げられたことによって、18 歳・19 歳の方が法律的な問題に直面するおそれがありますので、成人したからといって油断することなく、親が後見的な立場からサポートすることが重要になります。

もちろん、社会についての成人前の教育も非常に重要になります。また、各会社にも 18 歳・19 歳の方が入社してきた場合、成人とは言っても十分な判断能力はありませんので、会社としてもサポートしてあげて下さい。

○ 賛助会員の異動（お知らせ）

敬称略

- 【事業所名の変更】 パナソニック㈱ ライフソリューションズ社 静岡電材営業所
→ パナソニック㈱ エレクトリックワークス社 静岡電材営業所 R3. 10. 1
- 【代表者等変更】 同社静岡電材営業所長 内藤 孝夫 → 大西 裕之 R3. 10. 1

官公需施策と公共契約 –「付带的政策」としての中小企業者の受注確保（官公需法）–

見積り時に使う「月刊建設物価」を発行する一般財団法人建設物価調査会の「地方公契約の手引き（平成26年4月刊）」では、公共契約＝公契約（本紙1ページ）を活用して様々な政策目的を実現する政策のことを「付带的政策」と呼んでいます。

また、契約制度は、会計制度の執行手続を定めるもので、公共契約に一定の行政目的を含むことに消極的な見解もありますが、実際の運用では容認されています。官公需法で国等が中小企業者の受注確保のため実施する施策は、この付带的政策に該当します。



豊かに実る稲穂に秋が深まります/日常の風景

>>組合員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
鈴木技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
ニッセイ防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	鈴木技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴木技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市巾河町	0547-35-2001	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海消防技研(株)	佐 藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮 澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
アイエムサービス	岩 本 良	浜松市東区	090-6396-4340	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)イト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野 末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996

>>賛助会員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理 事 長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴木技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理 事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理 事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監 事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監 事	土谷直人	ニッセイ防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	